

暮らし

国民健康保険被保険者  
 証の郵送方法について

10月の保険証更新から、簡易書留での送付を希望する方は、申し込みが必要です。申し込みのない方は、普通郵便で送付します

【申請】9月1日(木)までに窓口、または郵送(必着)で●窓口(市役所1階11番窓口、のぞ

み・勇払出張所)に保険証を持参し、備え付けの申込用紙に必要事項を記入●郵送にはがきまたは封書に、保険証の記号・番号、住所、世帯主の氏名、電話番号を記載し「簡易書留希望」と明記して国保課 住 6418 ※電話での申し込みは不可

国保加入者の特定健診を実施します

対象者に特定健診受診券を封入したオレンジ色の封筒を送付しています。特定健診を受

けて健康状態を確認しましょう ※夜間・日曜も実施 期間 平成29年1月31日まで(これから75歳になる方は誕生日の前日まで) 対国民健康保険加入者で今年度40歳以上の方 持保険証、受診券 住 6428

医療費の一部負担金の減免・猶予制度について

災害や突然の失業などで、収入が一時的に生活保護に準じ

る状況にある生活困窮世帯で、医療費の一部負担金の支払いが困難な場合、申請により「期間を限定」して、減免または猶予される場合があります 減免などの期間 3か月以内(猶予された一部負担金は、猶予後6か月以内に支払うこととなります) 持●保険証●印鑑●被災・失業などの状況を証明する書類 ●収入状況が分かる書類など ※書類審査に時間がかかるので、早めに相談してください 住 6428

高額な医療費を支払った場合 (高額療養費)について

住 国保課 電 (32)6425

医療機関に支払った1カ月の自己負担額(保険外医療行為、差額ベッド代、食事代などを除く)が自己負担限度額を超えた場合、申請により超えた額が高額療養費として支給されます

●自己負担限度額について

自己負担限度額は年齢や収入状況に応じて決まります

\*70歳未満 自己負担限度額(月額)

所得区分	旧ただし書き所得*1	1カ月の自己負担限度額(世帯単位)	
		3回目まで	4回目以降*3
上位所得*2	901万円超	252,600円+(医療費総額-842,000円)×1%	140,100円
	600万円超901万円以下	167,400円+(医療費総額-558,000円)×1%	93,000円
一般	210万円超600万円以下	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1%	44,400円
	210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税		35,400円	24,600円

\*70歳以上75歳未満 自己負担限度額(月額)

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
		4回目以降	
現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1%	44,400円
一般	12,000円	44,400円	
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	

- ※1 国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得です
- ※2 所得の申告をしていない方がいるなど、世帯の総所得が確認できない場合は、【上位所得】として取り扱うことになります
- ※3 同一世帯において、過去12カ月間に高額療養費の支給が既に3回あった場合、4回目から軽減された限度額になります

\*自己負担額の計算方法について

- 1カ月(1日~末日まで)ごとに次のとおり計算します
- ・70歳未満の方は、次の①~④のとおり自己負担額を分け、21,000円以上のもののみ合算できます。なお、申請の際は、領収書原本の提出が必要となります
  - ①受診者ごと
  - ②医療機関ごと(院外処方箋による調剤分は処方箋を出した医療機関に合算する)
  - ③通院、入院ごと
  - ④医科、歯科ごと
- ・70歳以上75歳未満の方は、金額に関係なく合算できます。ただし、外来のみの場合は、受診者同士で合算することはできません

●支給の手続きについて

- ・支給対象者への通知  
 診療月の3カ月後をめぐりに通知します(申請書などを同封)。医療機関からの診療報酬明細書の提出状況によっては、通知が遅れる場合があります
- ・申請方法  
 郵送または国保課(市役所1階10番窓口)、勇払・のぞみ出張所窓口での申請
- ・窓口申請の際に必要なもの  
 保険証、領収書原本、世帯主の振込先口座番号が分かるもの  
 ※郵送申請の場合、領収書原本は支給決定通知書に同封し、お返しします

広告